

医療措置協定の締結に向けた 協議について（薬局.ver）

～協定書案の御確認と併せて必ず御一読ください。～

目次

第1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	協定書案の確認手順・回答方法（薬局.ver）・・・	2
第3	協定書案の内容等及び用語の説明（薬局.ver）・・・	4
第4	その他関連事項について・・・・・・・・・・・・・・	7
第5	よくある質問について（Q&A）・・・・・・・・・・	10

第1 はじめに

新型インフルエンザ等感染症等^{※1}に係る発生等の公表が行われたときから、新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの期間（以下、「新型インフルエンザ等発生等公表期間」という。）に、貴医療機関が対応可能な医療措置について平時に協定を締結しますので、県の医療提供体制の確保のため御協力をお願いします。

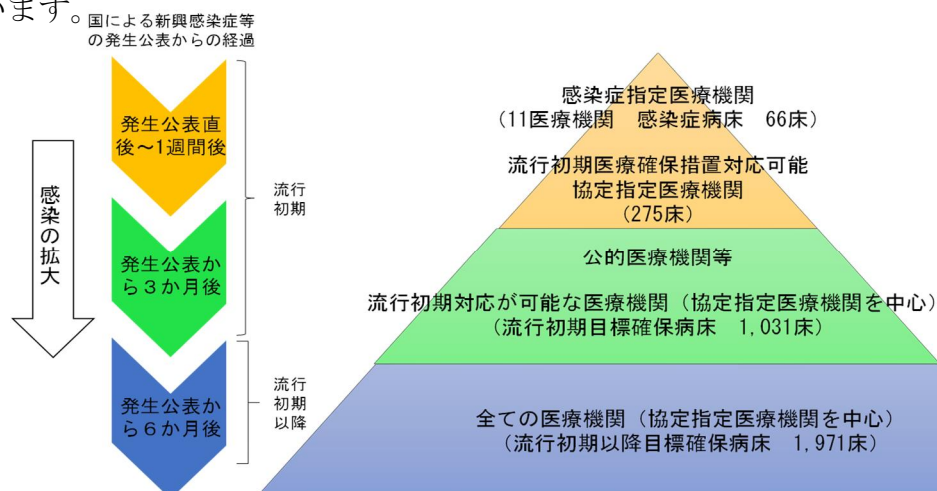
なお、医療機関には、感染症法^{※2}に基づき、県との協定の協議に応じていただく義務がございます。県としてもいずれかの項目について協定を結んでいただきたいと考えておりますので、前向きな御検討をお願いします。（※はP6に用語説明があります。）

<医療措置協定の内容>

- （1）病床の確保
感染症患者を入院させ、必要な医療を提供するための病床を確保する。
- （2）発熱外来の実施
発熱等患者の診療・検査を実施する。
- （3）自宅療養者等^{※3}への医療の提供
 - ①自宅、宿泊施設、高齢者施設等での療養者に対し、
 - ・オンライン診療や電話診療、往診などの医療を提供する〔病院・診療所〕
 - ・医療として調剤・服薬指導・薬剤配送などを実施する〔薬局〕
 - ・医療として訪問看護などを実施する〔訪問看護事業所〕
 - ②自宅、宿泊療養施設、高齢者施設等での療養者に対し、健康観察を実施する。
※協定は医療の提供が必須のため、②健康観察の実施のみの対応は協定の対象外です
- （4）後方支援^{※4}
 - ・感染症から回復後に入院が必要な患者の転院を受け入れる。
 - ・病床の確保を担う医療機関に代わって一般患者を受け入れる。
- （5）人材派遣
感染症医療担当従事者^{※5}や感染症予防等業務関係者^{※6}の派遣を実施する。

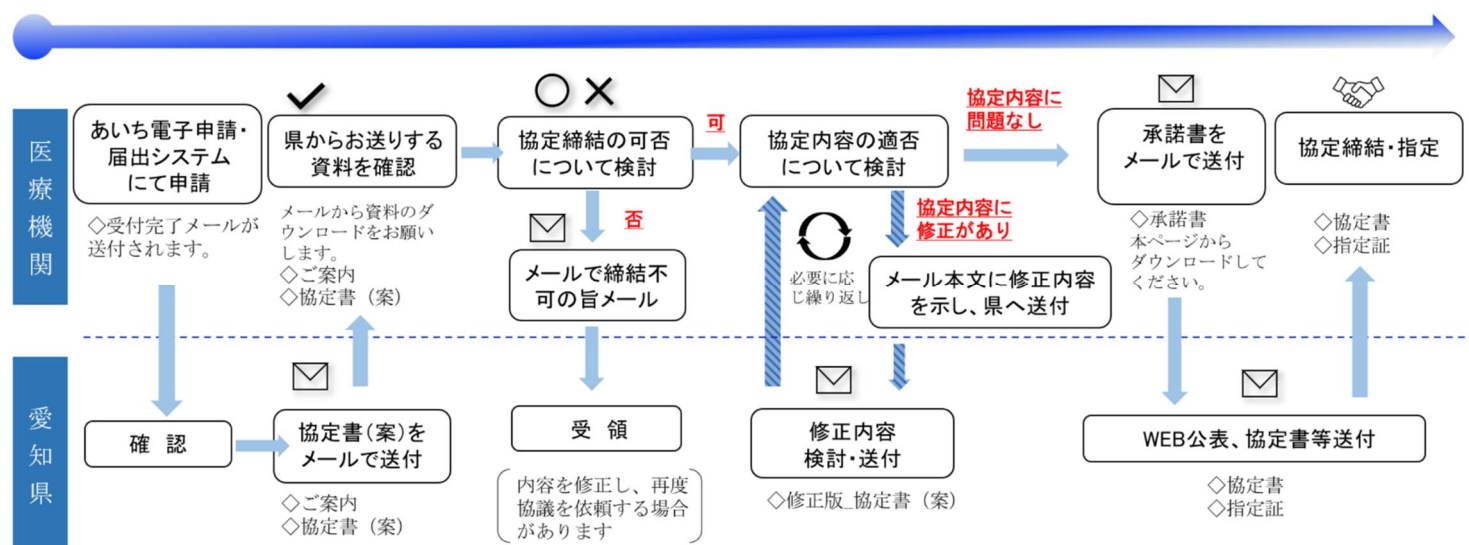
<医療を提供する体制>

県では、病床の確保について、新興感染症の感染状況に応じた段階的な対応を検討しております。新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前においては、感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応します。新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表期間においては、下図のとおり、流行最初期（発生公表後1週間以内）、流行初期（発生公表後3か月程度）、流行初期以降（発生公表後6か月以内）での対応を行います。



第2 協定書案の確認手順・回答方法(薬局.ver)

■ 協定締結までの流れ



■ 協定書案の確認

申請翌月を目途に、あいち電子申請・届出システムから「医療措置協定締結交付物発行のお知らせ」メールが送られます。

メールの案内に沿って協定書案をダウンロードしてください。

協定書案は、フォームから入力していただいた内容を反映しています。第1条から第11条及び乙欄の内容を確認してください。

■ 承諾書の記入について

承諾書は事前に愛知県ホームページからダウンロードをお願いします。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kansen-taisaku/kansensyokyotei.html>

協定書案の内容に修正等がない場合は「承諾日」、「薬局所在地・名称」、「開設者住所・職、氏名」、「管理者住所・職、氏名」を記入してください。

開設者：医療機関の開設・経営の責任主体であり、原則として営利を目的としない法人又は薬剤師である個人（例：代表取締役等）

管理者：開設者の任命を受けて医療機関の管理・運営について責任を持つ者（例：管理薬剤師）

■ 協議回答

協定書案の確認後、電子メールで回答してください。

回答先：愛知県保健医療局感染症対策課新興感染症グループ

メールアドレス：iryokyoutei@pref.aichi.lg.jp

了承の場合 ⇒ メール本文中に「承諾する」の旨を記載する。

添付ファイル：「協定書案」、「承諾書」

修正がある場合 ⇒ メール本文中に「修正あり」の旨＋修正内容を簡潔に記載する。

添付ファイル：「協定書案」（修正を加えていただいたもの）

※修正した内容を当方で確認し、再度協議を行います。

協定締結を了承いただけない場合 ⇒ メール本文に「締結しない」旨を記載する。

■ 協定書案の修正について

協定書案を修正・追加する場合は、電子メールに修正内容を記載し、送付してください。

送付先：愛知県保健医療局感染症対策課新興感染症グループ

メールアドレス：iryokyoutei@pref.aichi.lg.jp

件名は **【医療機関名】協定書案の修正について** としてください。

【入力例①】

＜医療措置の内容＞

オンライン服薬指導・薬剤等配送

（修正前）10 人/日

（修正後）15 人/日

＜个人防护具の備蓄＞

サージカルマスク

（修正前）0 枚（0 か月分）

（修正後）300 枚（2 か月分）

協定書（案）で空欄の場合は「0」として記載してください。

【入力例②】

「保険医療機関番号」及び「G-MIS ID」が未発行の場合でも申請は可能ですが、発行後、上記メールアドレスにお知らせください。

保険医療機関番号が発行されましたので、お知らせします。

医療機関名：〇〇薬局

保険医療機関番号：1234567890

■ 協定締結について

医療機関の管理者と愛知県が協議し、双方合意のもと締結します。原則、電磁的方法（メール）による締結を予定しております。

承諾書受領後、協定書PDFを送付します。

※なお、状況に応じて、当方から紙面による協定の締結等をお願いする場合があります。

■ 問い合わせについて

協定締結に関する御質問等については、対象施設が多いことから「メール」にて個別に対応させていただきますので、御協力をお願いします。

[事務担当]

愛知県保健医療局感染症対策課新興感染症グループ

メールアドレス：iryokyoutei@pref.aichi.lg.jp

第3 協定書案の内容等及び用語の説明(薬局.ver)

■ 協定に基づく措置の具体的な内容（第3条）について

既に協定を締結した医療機関における医療措置の内容を参考に、初回協定書案を提示しております。

また、各施設で該当する設備がない対応不可と見込まれる項目については「－」と記載しております。

医療措置協定の内容

新型インフルエンザ等感染症等の発生について、国の公表が行われた日を基準に、新型インフルエンザ等感染症等患者のうち、自宅療養者等への医療の提供及び健康観察の対応について設定しております。

対応時期（目 途）	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）		
対応の内容	対面服薬指導		記載例：○人/日
	オンライン服薬指導・ 薬剤等配送	自宅療養者	○人/日
		宿泊療養者	○人/日
		高齢者施設	○人/日
	訪問服薬指導・薬剤等配 送（配布）	自宅療養者	○人/日
		宿泊療養者	○人/日
		高齢者施設	○人/日
	健康観察	自宅療養者	○人/日
		宿泊療養者	○人/日
		高齢者施設	○人/日

■ 個人防護具の備蓄（第4条）について

新型インフルエンザ等感染症等発生時に、医療機関における個人防護具の需要ひっ迫に備えるため、平時から薬局で必要な各物資を用量2か月分以上各自で確保し、保管いただくことを目標としています。そのため、可能な限り2か月分以上の確保について御検討をお願いします。（なお、備蓄量が2か月未満の場合にも、御協力いただける場合には協定の締結を依頼します。）

なお、備蓄方法については、備蓄専用とする必要はなく、一般医療の現場で順次使用しながら備蓄いただく形で構いません。

	サージカルマスク	N95 マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
記載例：	〇〇枚 (〇ヶ月分)	〇〇枚 (〇ヶ月分)	〇〇枚 (〇ヶ月分)	〇〇枚 (〇ヶ月分)	〇〇枚 (〇〇双) (〇ヶ月分)

■ 措置に要する費用の負担（第5条）について

感染症の発生・まん延時における、協定に決められた措置の実施に係る費用について、県が発生した感染症の性状を踏まえて補助します。（第1項）

また、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は補助等の検討を行います。（第2項）

■ 協定の措置を講じなかったとき（第8条）について

医療機関が正当な理由なく協定に係る措置を講じていない場合には、県は医療機関に対し措置を行うよう勧告や指示、講じていない医療機関の公表を行います。

■ 運営・実施状況の報告（第9条）について

協定を締結いただいた医療機関は、以下のとおり県への報告が必要です。

感染状況	報告頻度	報告内容	報告方法
平時	年1回	協定の措置に係る運営状況等	以下のとおり
感染症発生・まん延時	随時	協定の措置の実施の状況等	

※報告方法については、他の方法での報告も可能ですが G-MIS での報告に努めてください。

■ 乙欄について

本協定は、感染症法に基づき、知事と医療機関の管理者が締結することとされています。開設者と併記することも可能です。

医療機関名、保険医療機関番号、G－M I S I D、開設者住所・氏名（法人の場合は法人名及び職種・氏名）、管理者職・氏名を確認（記載）してください。

記載例	
(開設者)	
【個人の場合】	【法人の場合】
住所 ●●●●●●●●●●●●●●●●	住所 ●●●●●●●●●●●●●●●●
氏名 ○○ ○○	氏名 株式会社△△△△薬局
	代表取締役 □□ □□
(管理者)	
施設住所 ●●●●●●●●●●●●●●●●	
薬局名 △△△△△△△△△△	
保険薬局番号 1234567890	
G－M I S I D 1111111111	
職・氏名 管理薬剤師 ○○ ○○	

■ 用語説明について

※ 1	新型インフルエンザ等感染症等	新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症
※ 2	感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
※ 3	自宅療養者等	自宅、宿泊施設、高齢者施設等での療養者
※ 4	後方支援	他院で療養する感染症患者以外の患者の受け入れや、感染症からの回復に入院が必要な患者の転院の受け入れを行う等の支援
※ 5	感染症医療担当従事者	院内の感染症関係科に属する職員など、感染症患者に対する医療を担当する者
※ 6	感染症予防等業務関係者	院内の感染症対策に係る知識を有している職員など、感染症の予防及びまん延を防止するための医療提供体制の確保にかかる業務に従事する者

第4 その他関連事項について

■ 新興感染症発生・まん延時の財政支援について

・ 流行初期医療確保措置

- ① 大きな経営上のリスクのある流行初期（感染症発生の大公表後から3か月程度を想定）に感染症医療を提供する医療機関（病床の確保又は発熱外来の実施）に対し、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間、財政的な支援を行う。
- ② 感染症医療の提供を行った月の診療報酬収入額が、感染症流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額が支援される
- ③ 病床確保（入院医療）を行う医療機関は、外来も含めた診療報酬収入全体を勘案し、発熱外来のみを行う医療機関は、外来分の診療報酬収入のみを勘案する。

■ 協定締結後の公表について

協定を締結したときは、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容を公表するものとされています。（感染症法第36条の3第5項/第36条の6第2項）

【公表される内容】

- ・ 医療措置協定を締結した医療機関等機関名
- ・ 締結した協定の内容（数値除き）

■ 協定指定医療機関の指定について

協定締結後、協定内容に「病床の確保」に関する内容を含む場合は「第一種」、「発熱外来の実施」又は「外出自粛対象者に対する医療の提供」に関する内容を含む場合は「第二種」協定指定医療機関として県が指定を行います。

※指定にあたり、医療機関等側での事務作業はありません。

※後方支援又は人材派遣のみについて協定を締結した場合には、指定基準を満たさないため、指定はされません。

【指定基準】…国通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準」

・ 第一種協定指定医療機関（病床の確保）の指定基準

- ① 当該医療機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること
- ② 当該医療機関の感染症の患者が他の患者等と可能な限り接触することなく当該患者を診察することができることその他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能であること
- ③ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っていると認められること

・ 第二種協定指定医療機関（発熱外来の実施）の指定基準

- ① 当該医療機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること
- ② 当該医療機関を受診する者が、他の当該医療機関を受診する者と可能な限り接触することなく当該受診する者を診察することができることその他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能であること
- ③ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行う体制が整っていると認められること

・ 第二種協定指定医療機関（外出自粛対象者に対する医療の提供）の指定基準

【病院又は診療所】

- ① 当該医療機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること
- ② 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、外出自粛対象者に対する医療を提供する体制が整っていると認められること

【薬局】

- ① 当該薬局に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること
- ② 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該薬局の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、外出自粛対象者に対する医療として調剤等を行う体制が整っていると認められること

【指定訪問看護事業者】

- ① 当該指定訪問看護事業者に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること
- ② 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該指定訪問看護事業者の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、外出自粛対象者に対する医療として訪問看護を行う体制が整っていると認められること

第5 よくある質問について(Q&A)

Q1 医療措置協定とは何か。

A 令和4年12月に感染症法が改正され、令和6年4月から、今後新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に備えるため、あらかじめ県と医療機関(病院・診療所・薬局・訪問看護事業所)が、医療提供体制について結ぶ取り決め(協定)のことです。

Q2 今回の医療措置協定に基づく対応を行う新型インフルエンザ等感染症等とは、どういったものを指すのか。

A 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症を指します。協定締結にあたっては、新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に、これまで担っていただいていた入院、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供といった機能を新型インフルエンザ等感染症等発生時においても担っていただくことを想定しています。

Q3 想定以上の感染症が発生した場合は。

A 今回の協定では、新型コロナウイルス感染症と同様のパンデミックを起こしうる新型インフルエンザ等感染症等を想定しています。新型インフルエンザ等感染症等の特性等が事前の想定と大きく異なる事態となった場合には、協定の内容を変更し、また状況に応じて柔軟に対応を行うことについて、県と医療機関で協議させていただきます。

Q4 協定の締結は義務か。締結しないことも可能か。

A 協定は双方の合意に基づくものであるため、協定締結は義務ではありません。しかしながら、県としては、将来的に新型インフルエンザ等感染症等が発生することを想定の上、有事の際に県民の生命を守れる体制を予め構築したいと考えていることから、医療機関の皆様には協定締結に向けた前向きなご検討をお願いしております。

Q5 協定を締結したら、平時において何かしなければならないことはあるのか。

A 協定書第 10 条において、「平時における準備」が規定されています。医療従事者等への研修・訓練の実施又は外部機関が実施する医療機関向けの研修・訓練に医療従事者等を参加させるよう努めること、措置を講ずるに当たっての対応の流れを点検することが求められています。

Q6 対応可能な項目のみ協定を締結することは可能か。

A 協定の各項目において、同意できる項目のみについて協定を締結していただけます。なお、個人防護具の備蓄のみで協定を締結することはできません。

Q7 協定を締結したら、新型インフルエンザ等感染症等発生時、その内容の全てを必ず実施しないといけないのか。

A 国の発生公表後、県は地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認める時に、協定に則った対応を行うよう医療機関に要請することになります。ただし、医療機関内の感染拡大で人員が縮小しているなどの正当な理由がある場合は、協定の内容の全てを実施できないことがありますと考えています。

Q8 協定締結医療機関が、協定の内容に基づく措置を履行できない場合は、どうなるのか。

A 原則として、正当な理由がない場合には県は感染症法に基づく措置（勧告等）を行うこととされていますが、「協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であると認められる場合」など※は、正当な事由に当たるものと考えています。

（※上記以外の正当な理由の例）

- ◇ 医療機関内での感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している場合
- ◇ 患者1人当たりが必要となる人員が想定していたものと異なるなど、人員が不足している場合等

Q9 協定締結後、医療機関側の状況の変化により協定内容を変更することは可能か。

A 医療機関の申し出により、県と協議のうえ適宜変更可能です。
（協定の解除についても同様です。）

Q10 医療機関の管理者が変わった場合、協定を再締結する必要があるのか。

A 協定に基づく権利義務は、管理者が変わった場合でも承継され、協定の再締結は不要です。

Q11 協定締結に伴い、今後必要となる対応はあるか。

A 電磁的方法(医療機関等情報支援システム(G-MIS))などにより以下の内容を報告いただくことを予定しています。(感染症法第36条の5)

◇平時:年1回、協定の措置に係る協定締結医療機関の運営の状況等

◇感染症発生・まん延時:感染状況に応じて随時、協定の措置の実施状況等

なお、報告していただく内容は、別途本課から御連絡いたします。

Q12 協定を締結する場合、発熱外来で1日最低何人以上は診察しなければならないという決まりはあるのか。

A 最低何人以上診察いただかなければならないという決まりはございません。各医療機関の体制に応じて、持続的に対応可能な人数をご検討ください。

**Q13 協定を締結しなかった場合、発熱外来の設置はできないか。
発熱外来の設置前に、協定の締結が必要か。**

A 協定を締結していただかなくても、発熱外来の設置は可能です。
ただし、協定を締結していただくことで、協定書第5条に基づく医療措置に要する費用についての財政支援を受けていただくことができるよう検討しています。

Q14 医療機関が個人防護具を備蓄する意味は何か。

A 新型インフルエンザ等感染症等が発生した際には、需要が急増し、供給が確保されず物資が不足することが見込まれるため、各医療機関において、個人防護具を備蓄いただくことを推奨しております。

Q15 検査は抗原定性検査ではなく、PCR 検査のみが対象となるのか。

A PCR 等の「核酸検出検査」が対象となります。抗原定性検査、抗原定量検査は対象となりません。

Q16 流行初期医療確保措置とはなにか。

A 感染症の流行初期から県の定めた基準を満たして、病床の確保や発熱外来の対応を行う医療機関に対して、診療報酬上乘せや補助金等が充実するまでの間、流行前と同水準の収入を補償することが改正感染症法で定められました。

Q17 医師等が新型インフルエンザ等感染症等に対応する中で感染した際には補償はあるか。

A 協定に基づく対応を行っていただいた医療機関への具体的な支援の内容や補償の有無については、国の方針が示され次第、すみやかにお示しさせていただきます。